

南丹市有線テレビ放送番組審議会規則

平成 18 年 1 月 1 日
規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例(平成 20 年南丹市条例第 2 号)第 10 条第 2 項の規定に基づき、南丹市有線テレビ放送番組審議会(以下「審議会」という。)の組織、任務その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、自主放送制作番組基準(別表)に基づき放送番組を調査及び審議する。

2 審議会は、必要があれば有線テレビ放送の運営及び番組内容について市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市内各種団体の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 行政関係者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期が満了した場合において新たに委員が任命されるまでは、前項の規定にかかわらず引き続き在任するものとする。

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 30 日規則第 16 号)

この規則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 6 日規則第 24 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 8 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

南丹市自主放送制作番組基準

南丹市ケーブルテレビは、地域の公共放送として、市民・地域の公共の福祉の増進と地域の放送文化の向上を図るため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論と表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼に応える放送を行う。

放送に当たっては、上記の基本方針に基づき、審議会の意見や(社)日本ケーブルテレビ連盟放送基準を参考として、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。

- 1 正確で迅速な地域情報の提供
- 2 安全で安心な市民生活の実現
- 3 生涯学習の推進
- 4 児童及び青少年の健全育成
- 5 健康づくりの推進
- 6 節度を守り、真実を伝える広告

以上の点を重視し、次に定める基準を自主制作する番組及び広告などに適用し放送する。

1 人権

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
- (3) 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取扱いを差別しない。
- (4) 個人情報の取扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取扱いはしない。

2 法・政治・経済

- (1) 法令を遵守し、その執行を妨げるような取扱いはしない。
- (2) 政治上の諸問題は、公平に取り扱う。
- (3) 国際親善を妨げるような問題は、その取扱いに注意する。
- (4) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (5) 経済状況に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、その取扱いに注意する。
- (6) 選挙の事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。

3 児童及び青少年の健全育成

- (1) 児童及び青少年の健全育成と人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正義感などの精神を尊重させるように配慮する。
- (2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
- (3) 武力や暴力を表現する時は、児童及び青少年に対する影響を配慮しなければならない。
- (4) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取扱いはしない。

4 家庭・社会

- (1) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- (2) 社会の秩序、習慣を乱すような思想及び言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。
- (3) 公安及び公益を乱すような放送をしない。

5 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習を推進するための番組は、社会人として役立つ知識や資料などの放送に努める。
- (2) 視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つ番組内容に努める。

6 宗教

- (1) 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。
- (2) 特定宗教のための寄附の募集などは取り扱わない。

7 放送の責任

- (1) 放送は市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて放送し、公正でなければならない。
- (2) 取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、市民に誤解を与えないように注意する。
- (3) 番組の中で意見を取り扱う時は、その出所を明らかにする。
- (4) 番組は、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。

8 表現

- (1) わかりやすい言葉と文字を用いるように努める。
- (2) 不快な感じを与える下品、卑わいな表現は避ける。
- (3) 人心に動揺や不安を与えるような表現は取り扱わない。
- (4) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず否定的に取り扱い、表現は最小限にとどめる。
- (5) 犯罪については、法律を考慮し、犯罪行為を肯定したり、犯罪者を英雄扱いしたような取り扱いはしない。
- (6) 事実の放送であっても、陰惨な場面の細かい表現は避け、表現は最小限にとどめる。
- (7) 性に対する問題は、まじめに品位を損なわないように取り扱う。

9 広告

- (1) 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。また、関係法令などに反したり、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。
- (2) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- (3) 広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないよう注意する。

10 懸賞

- (1) 報酬や商品だけで視聴者を惹きつけたり、過度に射幸心をあおらないように注意する。
- (2) 懸賞番組については、応募者又は参加者のすべてが、公正な審査により技能に応じて賞が受けられるように配慮する。

11 訂正

- (1) 放送内容が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し、又は訂正する。

12 その他

- (1) 有線テレビジョン放送法を厳守し、番組内容の向上に努める。